# 介護老人保健施設 エスペラル近江八幡 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号 滋賀県 第 2550480020 号)

あなたに対する介護保険施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 40 号 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 業者の概要

### 2 ご利用施設

事業所の名称	医療法人医誠会	施設の名称	介護老人保健施設エスペラル近江八幡
主たる事務所の所在地	大阪市北区南扇町4番14号	施設の所在地	近江八幡市大房町 1002-1
法人種別	医療法人	都道府県知事許可番号	2550480020
代表者の氏名	理事長 谷 幸治	施設長の氏名	山名 正紀
代表電話	06-6312-2151	代表電話	0748-32-1165
ファクシミリ番号	06-6312-2257	ファクシミリ番号	0748-32-1190

### 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知	利用定員		
争未の性規	指定年月日	指定番号	刊用比貝	
介護老人保健施設	2014年 04月 01日	2550480020	150 名	
短期入所療養介護	2014年04月01日	2550480020		
介護予防短期入所療養介護	2014年04月01日	2550480020	(短期は空床利用型)	
通所リハビリテーション	2014年04月01日	2550480020	45 名	
介護予防通所リハビリテーション	2014年04月01日	2550480020	43 石	
訪問リハビリテーション	2022年11月11日	2550480020		
介護予防訪問リハビリテーション	2022年11月11日	2550480020		

#### 4 施設の目的と運営の方針

施設の目的				その有する能力に応じ自立した日常生活を 居宅における生活への復帰を目指すことを	
WEIK O LITT	目的とします。		C 0 10 ( 11) 11 10 10 11		
	看護、医学的管理の	下での介護・	や機能訓練、その個	也必要な医療と日常生活上のお世話などの	
軍党の士科	介護老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが				
運営の方針 	できる様にし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援します。家庭復帰の				
	場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行います。				
第三者評価	実施の有無:無	自己評価	実施の有無:有	介護サービス情報公表システムにて公表	

# 5 施設の概要

## 介護老人保健施設エスペラル近江八幡

敷地	7550.10 2	建物	構造	R C造 地上 5 階
	7553.19 m²		延床面積	6367.70 m²
			利用定員	150名(うち認知症専門棟 50名)

# (1) 居室

居室の種類	室数	定員
1 人部屋	18室	18 人
4 人部屋	33 室	132 人

# (2) 主な設備

設備の種類	数	特 色
療養室	51 室	1人に1台のナースコールと収納家具を配置
診察室	1室	
機能訓練室	1室	筋力トレーニング機器、階段昇降台等、リハビリに必要な機
		器を配置
談話室・食堂	3室	
一般浴室	5室	個浴・大浴場 (手摺りあり)
機械浴室	2室	リフト浴、座浴
便所	78 室	暖房便座、手摺りあり
サービスステーション	3室	
調理室	1室	
洗濯室	4室	コインランドリーを設置
汚物処理室	3室	
理美容室	1室	
家族相談室	1室	
家族介護教室	1室	

## 6 職員体制

従業者の職種	配置基準	員数 (常勤換算) 2021.8.1 現在	役割
医師	1.5 人以上	1.5 人	健康管理及び医学的管理
薬剤師	0.5 人以上	1.0 人	調剤、服薬管理
理学療法士			
作業療法士	1.5 人以上	10.0 人	機能訓練の計画策定・実施
言語聴覚士			

管理栄養士	1 人以上	2.0 人	食事の献立、栄養管理・指導
支援相談員	1.5 人以上	5.0 人	利用者及び家族の相談支援、地域との連絡調整
介護支援専門員	1.5 人以上	2.0 人	施設サービス計画の作成
看護師	15 人以上	15.8 人	看護、施設の保健衛生業務
介護	35 人以上	40.3 人	日常生活全般にわたる介護、レクリエーション実施

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	従業者の職種	勤務体制
医師	8:30~17:00 (日祝祭日を除く)	支援相談員	8:30~17:00
		介護支援専門員	
薬剤師	8:30~17:00(日祝祭日を除く)	理学療法士	8:30~17:15(日曜日を除く)
管理栄養士		作業療法士	
		言語聴覚士	
看護職員	日勤: 8:30~17:00		
介護職員	早出: 7:00~15:30		
	遅出: 11:30~20:00		
	夜勤: 16:30~9:30		

## 8 施設サービスの概要と利用料

# ◇介護保険給付によるサービスの種別

	<del>,</del>
施設サービス計画	利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう施設サービス計画を立案
の立案	します
医学的管理・看護	介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医
	師・看護職員が常勤(看護師は24時間体制)していますので、利用者の状態に照
	らして適切な医療・看護を行います。
	ただし、当施設では行えない処置(透析など)手術・その他病状が著しく変化し
	た場合の医療については、協力医療機関等の医療機関での治療となります。
	健康観察は毎日行います。
食事	食事時間 朝食:8時~9時、昼食:12時~13時、夕食:18時~19時
	利用者の状態を把握し、摂食・嚥下状態に適したものを提供します。
	管理栄養士が立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供し
	ます。
	食事は原則として食堂でお召し上がりいただきます。
	食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。
入浴	週 2 回。但し、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。利用者
	の身体状況に配慮した入浴方法で対応します。一般浴及び機械浴がございます。
介護	排泄・着替え・整容等施設サービス計画に基づいて実施します。
レクリエーション	施設で生活していても季節を感じていただけるような行事や日常的なレクリエー
	ションを行います。

機能訓練	利用者の状況にあわせて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が機能訓練室
	にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーショ
	ン効果を期待したものです。
相談援助	利用者または家族等の方からの相談に応じます。

#### ◇利用料 別紙1参照

#### ◇その他費用(税込み)

食事 朝食	450 円	個室 1日につき	2,000 円
昼食(おやつ代含む)	650 円	多床室(4 人部屋)1 日につき	600 円
夕食	700 円		
診断書等文書料 (種類によって)	2,200 円~	理美容 (業者との直接契約)	実費
レクリエーション費:任意参加のも	実費	入所セット:タオル、衣類	実費
0		(業者との直接契約)	
日用品:希望に応じ	実費	写真代 1枚につき	30 円

#### 9 支払い方法

支払いについては、利用料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月月末締めで計算し、翌月 15 日頃に提示します。サービス提供月の翌月末日までにお支払いください。

お支払いは原則、金融機関口座からの自動引落(26 日)とさせていただきます。「口座振替依頼書」をご記入のうえ、事務所に提出して下さい。預金残高不足等により自動引落ができなかった場合は滞納となりますのでご注意下さい。

自動引落ができない場合(「口座引き落とし手続きが間に合わない」「残高不足」等)は、口座振込(振込手数料はご負担願います)又は施設窓口(クレジットカード払いのみ)にてお支払いください。

<振込先口座: 三井住友銀行 難波支店 普通 7978206>

利用料が 2ヶ月滞納された時には、退所勧告され、3ヶ月滞納された時は退所して頂きます。特にご注意ください。

#### 10 苦情等申立窓口

当施設のサービスについてご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設事務所窓口までお気軽にご相談下さい。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任を持って調査、改善をさせていただきます。

以上の様に事業者自身で適切な対応を心掛けておりますが、サービス内容への苦情について下記においても相談することが出来ます。

◇ 東近江健康福祉事務所総務係 電話 0748-22-1253◇ 近江八幡市介護保険課 電話 0748-33-3511◇ 滋賀県国民健康保険団体連合会 電話 077-522-2651

#### 11 当施設における治療及び他の医療機関への受診について

当施設で行えない処置(透析)や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となり、当施設の医師の紹介状が必要となります。この時、当施設協力医療機関又は事前に受診予約を入れている医療機関への受診となりますが、かかりつけ医師や本人・家族が希望される医療機関へ受診を希望される場合はお申し出ください。受診にはご家族による付添いをお願いいたします。

- ◇緊急時(当施設利用中に、利用者の病状に急変が生じた場合やその他必要な場合)には速やかに協力医療機関に連絡を取り、救急搬送・救急医療・緊急入院等必要な措置が受けられるようにいたします。その際、家族などの付添いが原則となります。連絡があり次第、施設もしくは受け入れ医療機関へ至急お越しください。
- ◇夜間の緊急時には、救急搬送から協力医療機関での受診には施設職員が付添いを行いますが、業務上の都合 により身元引受者または家族が到着されるまで付添いができないことがあります。
- ◇ 緊急時以外の受診については、状態変化が発生した時点で医師の指示の下、看護師・相談員よりご家族へ連絡を入れ受診日を決定します。
- ◇ 継続的な治療や受診を要し、医師が当施設での療養困難と判断した時点で他施設・病院への転所・転院となり、当施設は退所となります。
- ◇ 受診後に入院となった場合、当施設は退所となり、治療終了後の再入所について、確約はできませんのでご 了承ください。
- ◇ 入所後の病状変化や他利用者の病状により、転室や転棟をお願いすることがあります。緊急を要する場合にはご家族様への報告が事後報告となることもございますのでご了解ください。
- ◇協力医療機関の場合、外来受診時の送迎は施設車輌にて可能な場合がありますのでご相談ください、 介護タクシーの手配等の相談にも応じております。

#### 12 協力医療機関

緊急時(介護サービスの提供中に契約者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合)には、速やかに協力医療機関・かかりつけ医師・病院等と連絡をとり、救急医療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるように致します。

#### ◇協力医療機関

医療機関の名称	近江八幡市立総合医療センター	医療法人医誠会 神崎中央病院
院長名	白山 武司	有吉 秀男
診療科	総合内科/消化器内科/循環器内科/腎臓内	内科/外科/整形外科/泌尿器科/皮膚科/耳鼻
	科/脳神経内科/血液内科/代謝・内分泌内	咽喉科/リハビリテーション科/人工透析内
	科/呼吸器内科/外科/脳神経外科/整形外	科
	科/心臓血管外科/小児科/小児外科/皮膚	
	科/形成外科/泌尿器科/産婦人科/眼科/耳	
	鼻咽喉科/麻酔科/放射線科/病理診断科/	
	禁煙外来/セカンドオピニオン外来	
所在地	近江八幡市土田町 1379	東近江市五個荘清水鼻町 95 番地
電話番号	0748-33-3151	0748-48-5555

### ◇協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団旭ヶ丘歯科クリニック
院長名	中村 勇人
診療科	歯科
所在地	東近江市神郷町 929-39
電話番号	0748-42-1117

#### 13 事故発生時の対策

	介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、
事状変化はのおけ	① 速やかに利用者の安全を確保し、必要な措置を講じます。
事故発生時の対応	② 身元引受者または家族等へ連絡を入れ、状況説明及び経過報告いたします。
	③ 各市町村(保険者)へ報告いたします。
	施設は、事故が発生し、利用者に損害が生じた場合は、速やかに調査・検討を行いま
損害賠償	す。当該事故について施設側に故意・過失が認められる場合には、利用者と協議した
損舌 知 惧	上、速やかに損害賠償を行います。なお、当該事故発生につき利用者の行為・過失等の
	寄与部分がある場合、損害賠償の額を減じることができます。

#### 14 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施しま
干吊時の訓練	す。
	非常放送・スプリンクラー・避難階段・消火器・消火栓・自動火災報知器・誘導灯・ガス
防災設備	漏れ報知器・非常通報装置・漏電火災報知器・非常用電源、カーテン布団等は、防炎性能
	のあるものを使用しております

#### 15 虐待の防止について

施設は入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 施設長 山名 正紀
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 16 身体拘束原則禁止

施設は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ を得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ① 身体拘束廃止委員会を設置する。
- ② 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ③ 利用者又はその家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

#### 17 個人情報の利用目的について

当施設では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 内部利用について

ご利用者に提供する医療・介護サービス

医療・介護保険事務

ご利用者に係る管理運営業務のうち、

入退所等の管理

会計・経理

医療、介護事故等の報告

ご利用者への医療・介護サービスの向上の為

当施設の管理運営業務のうち、

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

学生の実習への協力

施設内において行われる事例研究

※当施設では防犯およびご利用者の安全確保等のため、施設内にカメラを設置しております。 撮影された画像データは一定期間保存され、安全管理・臨床研究等の目的に利用する場合が あります。なお、当該データは当施設の個人情報保護方針に従い適切に取り扱います。

※当施設ではご利用者の取り違え事故防止の観点から、お名前でお呼びすることがあります。また、居室にはご利用者のお名前を掲示させていただいております。

#### 2. 外部利用について

ご利用者に提供する医療・介護サービスのうち、

他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携(なお、当法人内 の病院・施設間では、医療連携強化のため、必要に応じてカルテを共有しております。)

他の医療機関等からの照会への回答

ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

検体検査業務や未収金回収業務等の業務委託

ご家族等への病状・心身の状況の説明

医療・介護保険事務のうち、

保険事務の委託

審査支払機関へのレセプトの提出 (適切な保険者への請求を含む。)

審査支払機関又は保険者への照会

審査支払機関又は保険者からの照会への回答

損害賠償保険などに係る、専門の団体、保険会社等への相談又は届出等 介護施設の管理運営業務のうち、

外部監査機関への情報提供

### 18 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

面会・	ご面会の際には面会簿にご記入ください。				
面会時間	面会時間 10 時~19 時(土日祝日は 18 時まで)				
	事前に外出・外泊届けを提出してください。				
外出・外泊	食事のキャンセルが間に合わない場合は食事料金を徴収する場合がございます。				
	注意事項がありますので、職員よりご説明いたします。				
	医療保険と介護保険の併用ができないため、短期間の入院であっても退所扱いとなります。				
入院の場合	治療終了後の再入所については確約できませんのでご了承ください。				
	利用中の荷物等は退所後必ずお持ち帰りください。施設ではお預かりできません。				
	飲酒・喫煙(電子タバコを含む)はお断わりします。				
	危険物となりうる物品(ハサミ、ナイフ等)の持ち込みはご遠慮ください。				
禁止事項	施設内での他利用者に対する宗教活動・布教活動及び政治活動はご遠慮ください。				
示止事例	騒音など他利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。				
	むやみに他利用者の居室に立ち入らないようにしてください。				
	生花の持ち込みはご遠慮ください				
動物の持込み	施設内への動物(小動物を含む)の持込みはご遠慮ください。				
	必ずフロアスタッフに申し出て許可を得てください。				
	生ものの持ち込みはお断りしております。				
食べ物等の持ち	飲食される際はご家族の付き添いをお願いいたします。				
込み	高血圧症や糖尿病の方については医師の許可を必要とします。				
	他の利用者にはお渡しにならないでください。				
	食べ残った分についてはお持ち帰りください。				
	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。				
	利用者による建物・設備・機器等の汚損又は破損行為があった場合、当該修繕費について				
居室・設備	は、利用者及びご家族にて、全額費用負担をしていただきます。なお、当施設において利用				
備品の利用	者の行動を予見できた場合かつ防止措置が容易であった場合には、この限りではありませ				
	$\lambda_{\circ}$				
	※修理・修繕については、当施設指定の業者にて実施いたします。				

	金銭・貴重品の管理は施設を利用されるご本人にて管理してください。この場合の持ち込み
金銭・貴重品の	については必要最低限でお願いします。利用者本人が管理できない場合は持ち込みをお断り
	します。
	当施設では持込金や貴重品についての預かりや管理等は致しかねます。
管理	金銭・貴重品の紛失・破損等が発生しても当施設では責任を負いません。
	※貴重品には眼鏡・義歯・補聴器・宝石などのアクセサリー・電子通信機器・預金通帳・印
	鑑その他貴重品と見なされる物を含みます。
用式吐 () 和 han s	ご家族にてお引き取り下さい。
退所時の私物に	連絡が取れない場合など、お引き取りいただけないものについては 3 か月の保管ののち処分
ついて	させていただきます。

#### 提供サービス及び利用料金 【別紙1】

## 【入所】2024.4~ ※ご利用者様負担

[介護職員処遇改善加算率 3.9%・介護職員等特定処遇改善加算率 2.1%・介護職員等ベースアップ等支援加算 0.8%・地域区分 (7級地) 1単位 10.14円]

◆個室(日額・単位:円):介護保険対象1割負担

【超引	<b>鱼</b> 化型】	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基	介護サービス費	853	935	1,005	1,067	1,126
基本料金	食費※1	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
金	居住費※2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
基	サービス提供体制強化加算Ⅱ	19	19	19	19	19
基本加算	夜勤職員配置加算	26	26	26	26	26
算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	55	55	55	55	55
1日	当たりの費用:小計(目安)※3	4,754	4,835	4,906	4,967	5,027
1 ケノ	月当たりの費用(31日:目安)※3	147,377	149,894	152,077	153,990	155,837

※1 内訳:朝450円・昼650円・夕食700円

(第一段階: 300 円 第二段階: 390 円 第三段階①: 650 円 第三段階②: 1,360 円 要、介護保険 負担限度額認定証)

 $_{\odot}$ 2 (第一段階:490 円 第二段階:490 円 第三段階①②:1,310 円 要、介護保険負担限度額認 定証)

※3 端数処理計算の関係上実際の請求金額とずれる場合がございます

#### ◆多床室(日額・単位:円):介護保険対象1割負担

【超強化型】		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基	介護サービス費	943	1,026	1,098	1,161	1,218
基本料金	食費※1	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
金	居住費※2	600	600	600	600	600
基	サービス提供体制強化加算Ⅱ	19	19	19	19	19
基本加算	夜勤職員配置加算	26	26	26	26	26
算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	55	55	55	55	55
1日	当たりの費用:小計(目安)※3	3,444	3,526	3,599	3,662	3,719
1 ケ	月当たりの費用(31日:目安)※3	106,763	109,314	111,564	113,511	115,290

※1 内訳:朝450円・昼650円・夕食700円

(第一段階:300 円 第二段階:390 円 第三段階①:650 円 第三段階②:1,360 円 要、介護保険 負担限度額認定証)

※3 端数処理計算の関係上実際の請求金額とずれる場合がございます

## 【入所】2024.4~ ※ご利用者様負担

[介護職員処遇改善加算率 3.9%・介護職員等特定処遇改善加算率 2.1%・介護職員等ベースアップ等支援加 算 0.8%・地域区分(7 級地) 1 単位 10.14 円]

◆個室(日額・単位:円):介護保険対象2割負担

【超引	<b></b>	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基	介護サービス費	1,707	1,869	2,010	2,133	2,253
基本料金	食費※1	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
金	居住費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
基本加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	39	39	39	39	39
	夜勤職員配置加算	52	52	52	52	52
算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	110	110	110	110	110
1日	当たりの費用:小計(目安)※3	5,708	5,871	6,011	6,135	6,254
1ヶり	月当たりの費用 (31日:目安) ※3	176,953	181,989	186,353	190,180	193,873

- ※1 内訳:朝450円·昼650円·夕食700円
- ※3 端数処理計算の関係上実際の請求金額とずれる場合がございます

### ◆多床室(日額・単位:円):介護保険対象2割負担

【超強化型】		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基	介護サービス費	1,887	2,051	2,196	2,322	2,437
基本料金	食費※1	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
金	居住費	600	600	600	600	600
基	サービス提供体制強化加算Ⅱ	39	39	39	39	39
基本加算	夜勤職員配置加算	52	52	52	52	52
算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	110	110	110	110	110
1 目 🗎	当たりの費用:小計(目安)※3	4,488	4,653	4,798	4,923	5,038
1 ケノ	月当たりの費用 (31日:目安) ※3	139,126	144,229	148,727	152,622	156,180

- ※1 内訳:朝450円・昼650円・夕食700円
- ※3 端数処理計算の関係上実際の請求金額とずれる場合がございます

## 【入所】2024.4~ ※ご利用者様負担

[介護職員処遇改善加算率 3.9%・介護職員等特定処遇改善加算率 2.1%・介護職員等ベースアップ等支援加算 0.8%・地域区分(7 級地) 1 単位 10.14 円]

◆個室(日額・単位:円):介護保険対象3割負担

【超引	<b></b>	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5
基本料金	介護サービス費	2,560	2,804	3,015	3,200	3,379
	食費※1	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
金	居住費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
基本加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	58	58	58	58	58
	夜勤職員配置加算	78	78	78	78	78
算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	166	166	166	166	166
1日	当たりの費用:小計(目安)※3	6,662	6,906	7,117	7,302	7,481
1ヶり	月当たりの費用 (31日:目安) ※3	206,530	214,083	220,630	226,370	231,910

- ※1 内訳:朝450円·昼650円·夕食700円
- ※3 端数処理計算の関係上実際の請求金額とずれる場合がございます

### ◆多床室(日額・単位:円):介護保険対象3割負担

【超強化型】		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基	介護サービス費	2,830	3,077	3,294	3,483	3,655
基本料金	食費※1	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
金	居住費	600	600	600	600	600
基	サービス提供体制強化加算Ⅱ	58	58	58	58	58
基本加算	夜勤職員配置加算	78	78	78	78	78
算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	166	166	166	166	166
1 目 🗎	当たりの費用:小計(目安)※3	5,532	5,779	5,996	6,185	6,357
1 ケ丿	月当たりの費用 (31日:目安) ※3	171,489	179,143	185,891	191,732	197,070

- ※1 内訳:朝450円・昼650円・夕食700円
- ※3 端数処理計算の関係上実際の請求金額とずれる場合がございます

# 【入所】 ※ご利用者様負担

[介護職員処遇改善加算率 3.9%・介護職員等特定処遇改善加算率 2.1%・介護職員等ベースアップ等支援加算 0.8%・地域区分(7 級地) 1 単位 10.14 円]

◆必要に応じて加算されるもの(単位:円)

▼心安に心して加昇される	算定要件等		1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーショ	集中的にリハビリを行う必要のある	1回につき	279	559	838
ン実施加算(I)	方に1週間に3回以上のリハビリを				
(入所後3ヶ月まで)	提供し、入所時及び1月に1回以上				
	ADL 等の評価を行い、必要に応じて				
	計画を見直している場合				
短期集中リハビリテーショ	集中的にリハビリを行う必要のある	1回につき	217	433	650
ン実施加算 (Ⅱ)	方に1週間に3回以上のリハビリを				
(入所後3ヶ月まで)	提供した場合				
認知症短期集中リハビリテ	認知症入所者に対し、記憶の訓練、	1回につき	260	520	780
ーション実施加算(I)	日常生活動作等のリハビリを集中的				
(入所後3ヶ月まで)	に提供し、退所後生活する居宅又は				
	社会福祉施設等を訪問し、生活環境				
	を踏まえた計画を作成している場合				
認知症短期集中リハビリテ	認知症入所者に対し、記憶の訓練、	1回につき	130	260	390
ーション実施加算 (Ⅱ)	日常生活動作等のリハビリを集中的				
(入所後3ヶ月まで)	に提供した場合				
認知症ケア加算	自立度判定基準Ⅲ以上の認知症専門	1日につき	82	165	247
	棟に入所の方				
若年性認知症入所者受入加	若年性認知症利用者に対して個別に	1日につき	130	260	390
算	担当者を定めサービス提供を行った				
	場合				
外泊時費用	外泊され、全く施設を利用されなか	1 目につき	392	784	1,176
(月6日を限度)	った場合				
外泊時費用	外泊中に当施設の在宅サービスを利	1 目につき	866	1,733	2,599
(在宅サービスを利用する	用した場合				
場合)					
ターミナルケア加算	施設でのターミナル(看取り)ケア	1日につき	78	156	234
(死亡日以前 31~45 日)	を行った場合				
ターミナルケア加算		1日につき	173	347	520
(死亡日以前 4~30 日)					
ターミナルケア加算		1日につき	985	1,971	2,956
(死亡日前日及び前々日)					
ターミナルケア加算		1日につき	2,058	4,115	6,173
(死亡日)					
初期加算I	急性期医療を担う医療機関の一般病	1日につき	65	130	195
(入所日より30日間)	棟への入院後30日以内に退院し入所 した場合				
	※空床情報を公表していること				
初期加算Ⅱ	上記以外で入所した場合	1日につき	32	65	97

(入所日より 30 日間)					
退所時栄養情報連携加算	退所先の医療機関等に対して、栄養 管理に関する情報を提供した場合	1月につき	76	152	227
	※低栄養状態にある入所者が対象				
入所前後訪問指導加算 I	退所後生活する居宅へ訪問し、退所	1回につき	487	975	1,462
	を目的とした施設サービス計画の策				
	定及び診療方針の決定を行った場合				
入所前後訪問指導加算Ⅱ	入所前後訪問指導加算 I の決定にあ	1回につき	520	1,040	1,559
	たり生活機能の具体的な改善目標を				
	定め、支援計画を策定した場合				
試行的退所時指導加算	1 ヶ月を超える入所者が試行的に対	1回につき	433	866	1,300
	処する際、退所後の療養上の指導を				
	行った場合				
退所時情報提供加算 I	退所後の主治医に対し、診療情報心	1回につき	541	1,083	1,624
	身の状況、生活歴等の情報提供を行				
	った場合				
	※居宅へ退所した場合				
退所時情報提供加算Ⅱ	上記に同じ	1回につき	271	541	812
	※医療機関へ退所した場合				
入退所前連携加算 I	居宅介護支援事業者と退所前から連	1回につき	650	1,300	1,949
	携し、情報提供とサービス調整を行				
	い、退所後の介護サービスの利用方				
	針を定めた場合				
入退所前連携加算Ⅱ	居宅介護支援事業者と退所前から連	1回につき	433	866	1,300
	携し、情報提供とサービス調整を行				
	った場合				
訪問看護指示加算	退所後、訪問看護を利用するにあた	1回につき	325	650	975
	り、文書での診療情報提供を行った				
	場合				
協力医療機関連携加算I	協力医療機関との間で、入所者等の	1月につき	108	217	325
	同意を得て、当該入所者等の病歴等				
	の情報を共有する会議を定期的に開催している場合				
	※協力医療機関の要件を満たす場合				
協力医療機関連携加算 <b>Ⅱ</b>	上記に同じ ※以外	1月につき	5	11	16
経口移行加算	経管栄養から経口栄養に移行するた	1月につき	30	61	91
压口炒口加弄	めの計画を作成し栄養管理を行った	1 4 (5 2 6	50	01	91
	場合				
経口維持加算 (I)	一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次	1月につき	433	866	1,300
性日神17川昇(11)		1 71に 73	455	000	1,300
	立て管理を行った場合				
▽ □ 幼+生+□ 竺 / 〒 \	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 🛘 🗀 🗁	100	015	80#
経口維持加算(Ⅱ)	協力歯科医療機関があり、経口維持	1月につき	108	217	325
	加算Ⅰにあたり会議に言語聴覚士等				
	が参加した場合				

かかりつけ医連携薬剤調整 加算Iイ	入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されており、服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後 1 月以内にかかりつけ医に情報提供を行った場合 ※入所前の主治医と連携し、療養上	1回につき	152	303	455
	必要な指導を行うこと。				
かかりつけ医連携薬剤調整	上記に同じ ※以外	1回につき	76	152	227
加算Iロ					
かかりつけ医連携薬剤調整	服用薬剤の総合的な評価を行い、評	1回につき	260	520	780
加算Ⅱ	価内容や入所時と退所時の処方内容				
	に変更がある場合は変更の経緯及び				
	変更後の状態について、退所時又は				
	退所後 1 月以内にかかりつけ医に情				
	報提供を行った場合。				
	また、服薬情報等を厚生労働省に提				
	出し、処方に当たって、当該情報そ				
	の他薬物療法の適切かつ有効な実施				
	のために必要な情報を活用した場合				
かかりつけ医連携薬剤調整	上記に加え、かかりつけ医と共同	1回につき	108	217	325
加算Ⅲ	し、総合的に評価・調整し、入所時				
	に処方されていた内服薬の種類を1				
	種類以上減少させた場合				
緊急時治療管理	救命救急医療が必要となった入所に	1 目につき	561	1,122	1,683
(月3日限度)	対し、応急的な治療管理を行った場				
	合				
所定疾患施設療養費 I	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩	1 目につき	259	518	776
(月7日限度)	織炎について投薬、検査、注射、処				
	置等を行った場合				
認知症チームケア推進加算	認知症介護(※の指導)に係る専門	1月につき	162	325	487
I	的な研修修了者を配置し、認知症の				
	行動・心理症状の予防等に資するチ				
	ームケアを実施し、定期的な評価、				
	計画の見直し等を行っている場合				
認知症チームケア推進加算	上記に同じ ※以外	1月につき	130	260	390
П					
リハビリテーションマネジ	実施計画を家族等に説明し、継続的	1月につき	36	71	107
メント計画書情報加算Ⅱ	にリハビリテーションの質を管理				
	し、実施計画の内容等の情報を厚生				
	労働省に提出し、有効な実施のため				
	に必要な情報を活用した場合				

褥瘡マネジメント加算 I	褥瘡について評価を行い、その結果	1月につき	3	6	10
	等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理	1月につさ	9	О	10
	した場合。また、他職種共同で褥瘡				
	ケア計画を作成し、管理を行った場				
	クノ計画をIF成し、官座を打ちた場合				
		1月にへき	1.4	90	49
特相マインテント加昇 II	上記に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがある	1月につき	14	28	42
	とされた入所者等について、褥瘡の				
	発生が無い場合	1 []	11	22	00
排せつ支援加算 I	排せつに介護を要する利用者に対し	1月につき	11	22	32
	要介護状態の軽減の見込みについて				
	評価を行い、その評価結果等を厚生				
	労働省に提出し、排せつ支援に当た				
	って当該情報等を活用した場合。				
	また、排せつに介護を要する原因を				
	分析し支援を継続している場合。				
排せつ支援加算Ⅱ	要介護状態の軽減が見込まれる者に	1月につき	16	32	49
	ついて、入所時と比較して、排尿・				
	排便の状態の少なくとも一方が改善				
	するとともに、いずれにも悪化がな				
	い、又はおむつ使用ありから使用な				
	しに改善した場合				
排せつ支援加算Ⅲ	要介護状態の軽減が見込まれる者に	1月につき	22	43	65
	ついて、入所時等と比較して、排				
	尿・排便の状態の少なくとも一方が				
	改善するとともに、いずれにも悪化				
	がない、 <u>かつ</u> 、おむつ使用ありから				
	使用なしに改善した場合				
自立支援促進加算	医師が自立支援のために医学的評価	1月につき	325	650	975
	を行い、支援計画に従ったケアを実				
	施していること。				
	医学的評価の結果等を厚生労働省に				
	提出し、当該情報その他自立支援促				
	進の適切かつ有効な実施のために必				
	要な情報を活用した場合				
科学的介護推進体制加算Ⅱ	ADL值、栄養状態、口腔機能、認知	1月につき	65	130	195
	症の状況その他の入所者の心身の状				
	況等に係る基本的な情報(疾病の状				
	況や服薬情報等)を、厚生労働省に				
	提出し、サービスの提供に当たっ				
	て、上記の情報その他サービスを適				
	切かつ有効に提供するために必要な				

	情報を活用した場合				
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制が	1月につき	22	43	65
	整備されている場合				
高齢者施設等感染対策向上	第二種協定指定医療機関との間で、	1月につき	11	22	32
加算 I	新興感染症の発生時等の対応を行う 体制を確保している場合				
<b>京松老长凯饮成为丛饮</b> 点!		1 1 2 2 2 4	-	11	10
高齢者施設等感染対策向上	診療報酬における感染対策向上加算	1月につき	5	11	16
加算Ⅱ	に係る届出を行った医療機関から、				
	感染者が発生した場合の感染制御等				
	に係る実地指導を受けている場合				
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染	1回につき	260	520	780
(月5日を限度)	した場合に相談対応、診療、入院調				
	整等を行う医療機関を確保し、か				
	つ、当該感染症に感染した入所者等				
	に対し、適切な感染対策を行った上				
	で、該当する介護サービスを行った				
	場合				
生産性向上推進体制加算 I	利用者の安全並びに介護サービスの	1月につき	108	217	325
	質の確保及び職員の負担軽減に資す				
	る方策を検討するための委員会の開				
	催や必要な安全対策を講じた上で、				
	生産性向上ガイドラインに基づいた				
	改善活動を継続的に行っており、見				
	守り機器等のテクノロジーを複数導				
	入している場合				
	※業務改善の取り組みによる成果が				
	確認されている場合				
生産性向上推進体制加算Ⅱ	上記に同じ ※以外	1月につき	11	22	32
	見守り機器等のテクノロジーを1つ	, ,		_ <b>-</b> _	J <u>-</u>
	以上導入している場合				

<sup>※</sup> 端数処理計算の関係上実際の請求金額とずれる場合がございます

#### ◆ 参考◆

介護保険負担限度額認定を受けられている方の月額費用(必要に応じて加算されるものを除く)

【第一段階(月額:31日の場合・単位:円)】

生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の方

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	_		_		
多床室	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300

※生活保護受給者の方は、個室がご利用になれません。

※本人支払額が発生される方は、本人支払額を加えて下さい。

【第二段階(月額:31日の場合・単位:円)】

市町村民税世帯非課税かつ、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	56,857	59,374	61,557	63,470	65,317
多床室	55,923	58,474	60,724	62,671	64,450

【第三段階① (月額:31日の場合・単位:円)】

市町村民税世帯非課税かつ、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	90,337	92,854	95,037	96,950	98,797
多床室	63,983	66,534	68,784	70,731	72,510

【第三段階②(月額:31日の場合・単位:円)】

市町村民税世帯非課税かつ、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間 120 万円超の方

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	113,152	115,670	117,852	119,766	121,612
多床室	86,799	89,350	91,599	93,547	95,326

【第四段階(月額:31日の場合・単位:円)】

市町村民税世帯課税対象の方で介護保険対象 【1割負担】

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	147,377	149,894	152,077	153,990	155,837
多床室	106,763	109,314	111,564	113,511	115,290

【第四段階(月額:31日の場合・単位:円)】

市町村民税世帯課税対象の方で介護保険対象 【2割負担】

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	176,953	181,989	186,353	190,180	193,873
多床室	139,126	144,229	148,727	152,622	156,180

【第四段階(月額:31日の場合・単位:円)】

市町村民税世帯課税対象の方で介護保険対象 【3割負担】

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	206,530	214,083	220,630	226,370	231,910
多床室	171,489	179,143	185,891	191,732	197,070

重要事項説明書に基づいて、サービス内容について説明を受けました。

本 人	住	所	
	氏	名	
身 元 引受者	住	所	
	氏	名	

# 【説明者記入欄】

重要事項説明書に基づいて、サービス内容について説明しました。

所 在 地	近江八幡市大房町 1002-1	
施設名	介護老人保健施設 エスペラル近江八幡	
説明者	支援相談員	

2024年4月1日改訂